

国住指第 1470 号  
国住参建第 3180 号  
令和 4 年 1 月 18 日

建築設計関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
参事官(建築企画担当)

木造の屋外階段等に関する設計及び工事監理等について(周知依頼)

令和 3 年 4 月に発生した、東京都八王子市内の木造共同住宅の屋外階段崩落事故を受け、国土交通省では、同様の事故の発生を防止するため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会における議論等を踏まえて、「設計時における防腐措置等の内容の明確化」、「工事監理及び完了検査時における屋外階段の適切な照合・適合確認の確保」及び「適切な維持管理の確保」からなる再発防止策を講ずることとしたところです。

これにともない、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年国土交通省令第 4 号)」並びに「建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を定める件の一部を改正する件(令和 4 年国土交通告示第 109 号)」及び「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件を改正する件(令和 4 年国土交通省告示第 110 号)」は、令和 4 年 1 月 18 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日(令和 4 年国土交通省告示第 110 号のうち、避難施設等の改正規定は令和 5 年 1 月 1 日)から施行されることとなりました。加えて、木造の屋外階段等の防腐措置や支持方法についての内容の明確化や、適切な維持管理のため、「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」をとりまとめました。

今般、改正後の「建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。)」等の運用に関し、添付のとおり、特定行政庁等に通知しているところです。

つきましては、別添に加えて、設計や工事監理を行う建築士への留意事項を下記のとおりまとめましたので、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者及び建築士に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 別添「第 2 工事監理及び完了検査時における屋外階段の適切な照合・適合確認の確保」について

(1) 中間検査及び完了検査の様式の見直し等(改正後の規則別記第 19 号及び第 26 号様式関係)

工事監理者は、必要に応じて、建築主に対しても、木造の屋外階段の照合結果等について報告すること。

(2) 中間検査及び完了検査における工事監理の状況の説明

工事監理に当たっては、屋外階段が木造であるか否かを確認するほか、屋外階段が木造で

ある場合は、別添2の「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」（令和元年10月1日策定。令和4年1月18日改定。）に準拠して適切に工事監理を実行されたい。

中間検査及び完了検査に当たっては、工事監理ガイドラインに準拠して工事監理が行われているか確かめることとしていることから、検査者の目視による立会い確認等だけでなく、検査者の求めに応じて、施工時の検査記録や写真等を用いて照合を行う方法等による工事監理の状況について、工事監理者から検査者に説明すること。

## 2. その他（工事監理者向けの通報窓口について）

工事監理を行う建築士は、一般に、所属企業の従業員としての立場も有しているため、組織的な不正の場合、資格者としての責任を適切に履行することが困難な立場におかれることも想定される。

このため、国土交通省に設置された「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」のとりまとめ（令和元年8月2日）に基づき、（公社）日本建築士会連合会では、こうした困難な状況におかれた工事監理者が独立した形で職務を果たせるよう、以下の窓口において通報を受け付けていることから、改めて周知する。

（公社）日本建築士会連合会ホームページ「工事監理に係る通報窓口」

<https://aba-svc.jp/report/index.html>

以 上